

秘密保持契約書

(以下、「甲」という。)と (以下、「乙」という。)は、甲が乙に開示する太陽光発電の案件情報に関し乙が検討(以下「本件業務」という。)するため、甲乙間で相手方に開示する情報の取扱いについて以下のとおり合意する。

第1条(定義)

本契約において「秘密情報」とは、甲と乙が本件業務を行うために、甲又は乙が相手方に書面、電子的記録により開示した情報及びその複製物をいう。ただし、以下に定める情報は含まない。

- ①開示を受けた時点で、既に公知となっていた情報
- ②開示を受けた時点で、既に保有していたか又は既知となっていた情報
- ③開示を受けた時点以後、甲又は乙の責によらず公知となった情報
- ④甲又は乙が第三者から守秘義務を負うことなく合法的に入手した情報

第2条(秘密情報の使用目的)

甲及び乙は、開示された秘密情報を本件業務の目的以外で使用しないものとする。

第3条(秘密保持)

- 1 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。
- 2 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示する場合には、自らの責任において、当該第三者に対し本契約と同等の守秘義務を課すものとする。
- 3 甲及び乙は、前項に基づいて秘密情報を開示した先から秘密情報が漏洩、または漏洩したおそれがある場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、秘密情報の拡散防止のために早急に対処するものとする。なお、甲及び乙は、当該漏洩により相手方が損害を被ったときは、相手方に対して損害賠償の責を負うものとする。

第4条(秘密情報の返還等)

- 1 甲又は乙は、相手方より返還の請求があったときは、速やかに秘密情報の一切を返還しなければならないものとする。
- 2 甲又は乙は、相手方より、返還にかえて、秘密情報の全部又は一部について、その破棄を求められたときには、秘密情報が漏洩しないよう破棄を実行するものとする。

第5条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約の義務を怠ったことにより、相手方に損害が生じた場合には、生じた損害の一切を賠償しなければならない。

第6条（有効期間）

本契約は、契約の日から1年間を有効期間とする。

甲及び乙のいずれからも、期間満了日の3ヶ月前までに本契約の更新について書面による意思表示がない場合は、1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

ただし、第3条に定める秘密保持の規定は、本契約の終了に関わらず、効力を有するものとする。

第7条（裁判管轄）

本契約に起因する紛争の解決については、甲又は乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第8条（協議事項）

本契約に規定されていない事項又は本契約の解釈に関し何らかの疑義が生じた場合には、甲乙相互に誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

乙：